

茨城女子短期大学 障害学生支援に関する基本方針

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、茨城女子短期大学の全ての教職員が、本学における障がい学生の修学に対し、適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(障がいの定義)

1. この基本方針でいう「障がい」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がいをいう。

(障がい学生の定義)

2. 障がいがある学生（以下「障がい学生」という。）とは、身体等に障がいがあり、障がい者手帳を有する者またはそれに準ずる障がいがあることを示す診断書を有する者で、障がいおよび社会的障壁（制度、慣行、観念、事物等）により継続的に日常生活または社会生活に相当の制限を受ける状態にあり、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

(機会の確保)

3. 障がい学生が正当な理由なく、修学等の機会の提供を拒否されたり、または提供に当たって場所・時間帯等を制限されたり、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けられる等がないよう、修学及び研究、その他本学が行う活動全般についての機会を確保する。なお、障がい学生の実事上の平等を促進し、または達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

(情報公開)

4. 障がいがある入学志願者や在学生に対し、短期大学全体としての受け入れ姿勢・方針を明確化し、広く情報を公開する。

(調整の仕方)

5. 障がい学生の支援における権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行う。

(支援の申し出)

6. 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障がい学生本人から申し出ることができる。支援の申し出先は、学生が志望又は所属する学科とし、支援に関する事務は、入試広報室、教学課、進路相談室で行う。

(教育方法等)

7. 本学教職員は、障がい学生に対して、必要かつ適切な情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価および心理面・健康面における合理的配慮を行う。

(合理的配慮)

8. 前項でいう合理的配慮とは、障がい学生が他の学生と平等になるための必要かつ適切な変更および調整であって、均衡を失したまたは過重な負担を課さないものをいう。過重な負担に該当するか否かは、個別の事案ごとに、①教育、研究その他本学が行う活動への影響の程度、②実現可能性の程度、③費用およびその負担の程度、④本学の規模ならびに財務の状況を考慮し、具体的な状況に応じて総合的に検討を行い判断する。本学が過重な負担と判断した場合は、障がい学生にその理由を説明し、理解を得るように努める。

(支援体制)

9. 障がい学生に対して、専門知識・技能を持って対応できる支援体制の確保に努め、学内関係組織との連携を図る。また、学生・教職員に対し、障がい学生支援に関する理解促進・意識啓発を行う。

(支援の実施)

10. 障がい学生の利用を想定して事前に行う環境整備を基礎として、個々の障がい学生に対して、その状況に応じて個別に必要なかつ適切な合理的配慮を行う。障がいの状況の変化等に応じて、提供する合理的配慮の見直しを適宜行う。

附 則

この方針は、令和元年12月1日から施行する。